

○名張市長期継続契約に関する条例

平成18年12月27日 条例第39号

名張市長期継続契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備、機械、器具、車両その他の物品の賃借に関する契約
- (2) 事務機器、情報処理機器及び情報処理に関するソフトウェアの賃借に関する契約
- (3) 事務処理及び情報処理に係る業務に関する契約
- (4) 施設、設備、機械等の維持管理に関する契約
- (5) 前各号に定めるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約

(契約の期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。